

声 明

最高裁第3小法廷は、F氏が公健法上の水俣病とは認められないとした大阪高裁判決を破棄し、差し戻した。

佐藤猛医師の意見書を握りつぶした国、熊本県の態度は不当であり、差し戻し審では改めてF氏が水俣病であるかどうか事実調べがなされるであろう。

このことは、大阪高裁の行政に追随した杜撰な判断を批判したものであり、F氏が公健法上の水俣病であることを認めたに等しいものであり、高く評価できる。

とりわけ、司法審査のあり方、公健法の解釈については、我々が主張したとおり認められたもので、当然とはいえ、この点も高く評価できる。

今後、舞台は大阪高裁に移るが、我々は引き続き最終勝利を目指して奮闘するものである。

以上のとおり声明する。

2013年4月16日

F氏水俣病棄却取消認定義務づけ訴訟弁護団

代表 弁護士 田 中 泰 雄

同 医師団 代表 三 浦 洋